

埼玉県企業局入札参加意思確認型契約方式試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県企業局が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）のうち、施工できる者が1者しかない可能性の高い建設工事において、入札参加意思確認型契約方式（以下「契約方式」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この契約方式は、施工できる者が1者しかない可能性の高い建設工事において、当該施工できる者（以下「特定者」という。）以外に施工できる者があるかどうかを確認する場合において、当該工事内容を明らかにした上で、他者の入札参加意思の有無を確認することにより、随意契約とする場合の手続の透明性を確保するものである。また、あわせて特定者との価格交渉により、適切な予定価格を決定する。

(特定者の選定)

第3条 この契約方式を実施するに際し、発注機関の長は、その工事の規模、内容及び特殊性等を総合的に勘案し、特定者を予め選定するものとする。

(特定者に求める要件)

第4条 この契約方式における特定者に求める要件は次の各号に定めるとおりとする。

- 一 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 二 埼玉県公営企業財務規程（昭和39年公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第120条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- 三 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- 四 埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に、対象工事に対応する業種で登載されている者であること。
- 五 開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていること。ただし、当該入札に係る建設工事の請負代金額が建築一式工事にあっては1,500万円未満、それ以外の工事にあっては500万円未満の場合はこの限りでない。
- 六 公示の日から契約の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 埼玉県企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（以下「入札参加停止要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - イ 埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(契約予定価格)

第5条 特定者との契約予定価格は、別途定める方法により特定者から見積りを徴取し発注機関の長が定める。

(参加意思の確認)

第6条 発注機関の長は、特定者を除く当該工事の入札への参加者の有無を確認するため、埼玉県電子入札共同システム（以下、「電子入札システム」）で一般競争入札（標準型）の手続を実施する。

(参加要件)

第7条 前条における一般競争入札の手続において特定者を除くこの工事への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）に求める参加要件は、第4条に規定する要件を満たす者で、直近の2か年度において埼玉県、埼玉県企業局、埼玉県病院局及び埼玉県下水道局が発注した工事のうち対象業種に係る工事成績点数の各年度の平均が極めて低い者でないこと、かつ当該工事を施工する能力を有する者とする。

(参加要件の審査)

第8条 発注機関の長は、自ら設置する業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、予め参加要件を審査するものとする。

(告示内容)

第9条 発注機関の長は、第6条における一般競争入札の手続を実施しようとする場合においては、次に定める事項を含む内容を告示するものとする。

- 一 工事名、工事概要及び工事期間
- 二 工事の目的
- 三 第7条に定める参加要件
- 四 特定者の所在地、商号又は名称
- 五 特定者との契約予定価格
- 六 参加希望者の有無を確認するための入札であること。
- 七 発注機関の名称、所在地
- 八 当該工事を施工するのに必要な要件を満足することを確認するための書類（以下「申請書」という。）の提出期限、提出場所及び提出方法
- 九 第三号の参加要件を満たすと認められる者がいない場合においては、特定者との随意契約手続に移行すること。
- 十 第三号の参加要件を満たすと認められる者がいる場合においては、特定者と当該参加希望者による競争となること。
- 十一 その他発注機関の長が必要と認める事項
- 十二 当該工事に対応する業種及び建設業法第27条の23の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の審査基準日

(特定者に対する通知)

第10条 一般競争入札の実施に際しては、発注機関の長は、特定者に対し予め次に掲げる事項を書面にて通知するものとする。

- 一 工事名
- 二 告示日
- 三 特定者として選定していること
- 四 契約予定価格

五 特定者の所在地、商号又は名称

- 2 特定者は、発注機関の長に対し書面により前項の通知に関する異議申し立てができるものとする。その期間は通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）とする。
- 3 発注機関の長は、前項の申し立てがなされた場合においては、申し立てができる最終日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

（申請書の提出）

第11条 参加希望者は、参加要件を満たすことを証する資料として、競争参加資格確認申請書及び一般競争入札参加資格等確認資料（以下、「申請書」）を発注機関の長に提出しなければならない。

- 2 申請書の提出期限は、告示日の翌日から起算して15日間程度（休日を除く。）とする。

（設計図書等に対する質問）

第12条 設計図書等に対する質問書の提出があった場合においては、その質問に対する回答を電子入札システムにより回答するものとする。

- 2 質問書の受付期間は、申請書の提出期限日の3日前（休日を除く。）までとする。
- 3 質問に対する回答期限は、申請書の提出期限日の前日（休日を除く。）までとする。

（申請書の審査）

第13条 発注機関の長は、参加希望者から申請書が提出された場合においては、申請書の提出期限日から起算して10日以内（休日を除く。）に、参加希望者が第7条で定める参加要件を満たすかについて審査を行うものとする。

- 2 発注機関の長は、必要に応じ参加希望者に対して、参加要件について審査するためにヒアリングを実施することができるものとする。

（審査結果の通知）

第14条 発注機関の長は、前条の審査結果を参加希望者に対して、書面にて通知する。また、参加要件を満たさなかった者には、要件を満たさない旨及び理由を書面により通知するものとする。

（参加要件を満たさなかった者に対する理由説明）

第15条 参加要件を満たさなかった者は、発注機関の長に対し書面によりその理由について説明を求めることができるものとする。その期間は前条の通知を受けた日の翌日から起算して3日間（休日を除く。）とする。

- 2 発注機関の長は、参加要件を満たさないとされた理由についての説明を求められた場合においては、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

（契約者決定方法）

第16条 発注機関の長は、参加要件を満たす者がいると認められる場合においては、特定者及び参加要件を満たす者により、当該一般競争入札により契約の相手先を決定するものとする。

- 2 発注機関の長は、申請書の提出者がいない場合または参加希望者の全員がそれぞれ次のいずれかに該当することにより特定者以外の参加者がいない場合においては、当該一般競争入札の手続を取り止め、地方公営企業法施行令第21条の14に基づき、特定者と随意契約手続に移行する

ものとする。

- 一 選定委員会の結果、参加要件を満たすと認められない場合
- 二 提出された申請書の内容に虚偽が判明した場合
- 三 審査結果の通知後、契約を締結する前に、第4条第6号に該当することとなった場合
- 四 申請を取り下げた場合
- 五 第14条の通知後に入札又は見積りを辞退した場合

(申請結果情報の公表)

第17条 発注機関の長は、契約手続前に、参加希望者の有無及び第13条の審査結果を公表するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めがない事項は、関連諸規程によるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月21日から施行する。